

## 民事裁判手続の I T 化に関する会長声明

### 第 1 意見の趣旨

当会は、法制審議会において、民事裁判手続の I T 化についての民事訴訟法の見直しが検討されている状況を踏まえ、裁判を受ける権利の実質的保障、地域における裁判所の充実の必要性の観点等から、関係各所に対し、以下のとおり要請する。

- 1 オンライン申立てについては、義務化を前提とすべきではなく、裁判制度を利用する当事者が選択できる制度とすべきであること
- 2 I T 機器を有していない者や高齢者・障がい者をはじめとした I T に習熟していない者の司法アクセスを拡充するために、地方裁判所(支部を含む)及び簡易裁判所を本人サポートの拠点として充実させること
- 3 特別な訴訟手続の特則を設ける必要があるか否かの検討については、民事裁判手続の I T 化とは切り離れた上で、その必要性及び具体的な制度設計を検討すべきであること
- 4 民事裁判手続の I T 化のために十分な予算措置を講じることに加え、I T 化以外の司法基盤の拡充のためにも十分な予算措置を講じること

### 第 2 意見の理由

- 1 令和 2 年 2 月 2 1 日開催の法制審議会において、法務大臣から民事裁判手続の I T 化についての諮問がなされ、現在、法制審議会民事訴訟法(I T 化関係)部会において、訴状等のオンライン提出、訴訟記録の電子化、情報通信技術を活用した口頭弁論期日の実現など民事訴訟制度の見直しが行われている。
- 2 当会としても、裁判手続を利用する当事者の選択肢として、民事裁判手続の I T 化が図られること自体は望ましいことであると考えており、時代に即した民事訴訟制度の見直しが行われることにより、司法制度改革が目指した「国民にとって、より利用しやすく、分かりやすく、頼りがいのある司法とするため、国民の司法へのアクセスを拡充するとともに、より公正で、適正かつ迅速な審理を行い、実効的な解決を可能とする制度の構築」がなされることに期待するものである。
- 3 他方において、民事裁判手続の I T 化には、裁判の公開や直接主義などの民事裁判の諸原則との整合性、セキュリティ対策、デジタル証拠の改ざ

ん対策、非弁対策等の数々の問題点が指摘されているが、中でも裁判を受ける権利に対する配慮は重要であり、民事裁判手続のIT化が図られた結果、IT機器を有していない者や高齢者・障がい者をはじめとしたITに習熟していない者の裁判を受ける権利を侵害するような事態が生じることは絶対に避けなければならない。

令和2年9月16日に菅内閣が発足し、デジタル庁の設置に向けた動きが加速している。しかし、デジタル技術の推進は、国民の利便性を高めることが目的であって、デジタル化自体が目的ではない。国会としては、民事裁判手続のIT化が国民の裁判を受ける権利や裁判の公正さに資するかどうかの立法事実の真摯な検討を怠ったままIT化が更に促進されることを危惧する。

#### 4 オンライン申立てについては、義務化を前提とすべきではないこと

- (1) 法制審議会民事訴訟法（IT化関係）部会では、オンライン申立ての義務化等について、「オンライン申立てを原則義務化することについて、その段階的な実現を含め、どのように考えるか」が検討事項として挙げられているが、オンライン申立ての義務化は、その立法事実が十分に検討されていないことに加え、国民の裁判を受ける権利を侵害する可能性が高いことから相当ではない。
- (2) 司法のユーザーである市民の中には、能力的、経済的、環境的事情等から必ずしもITを駆使した手続に対応できない者も相当見込まれる。例えば、プロバイダ料金やパソコン購入代金を支払うことができない貧困家庭、生活保護受給者、あるいはパソコンやインターネット等の情報技術を利用することができなかつたり、使いこなせない市民の場合には、オンライン申立てを義務化することによって、かえって民事裁判手続を利用することができなくなるような事態を生じさせることになる。すなわち、オンライン申立ての義務化は、デジタル・ディバイド（格差）による市民の新たな裁判所へのアクセス障害を生じさせ、裁判を受ける権利を侵害することになる。
- (3) この点、法制審議会民事訴訟法（IT化関係）部会においては、オンライン申立ての義務化に向けた方策として、(1)裁判所による適切な事件管理システムの構築等、(2)適切な担い手による充実したサポート体制の構築等をあげる。しかしながら、具体的なシステムの内容や具体的なサポート体制の内容が明らかではない中で、オンライン申立ての義務化を決定することは性急であり、オンライン申立ての義務化によって、IT機器を保有しない者、ITに習熟していない者の裁判を受ける権利が侵害されないという制度的な保障は全くない。

- (4) また、訴訟代理人の中にも、高齢等の理由によりオンライン申立てに対応することが困難な者が存在すること、特に弁護士過疎地域においては、オンライン申立てに対応できない弁護士がいると当該地域の住民の司法アクセスの制限に直結してしまうことからして、訴訟代理人に対してもオンライン申立ての義務化を行うことは相当ではない。
  - (5) 以上より、オンライン申立てについては、義務化を前提とすべきではなく、裁判制度を利用する当事者が選択できる制度とすべきである。
- 5 地方裁判所（支部を含む）及び簡易裁判所を本人サポートの拠点として充実させること
- (1) オンライン申立ての義務化の有無にかかわらず、民事裁判手続にオンライン申立てを制度として導入する以上、民事裁判手続を利用しようとする者に対する充実したサポート体制を構築することが必要である。
  - (2) 我が国においては、本人訴訟の割合が高い（司法統計によれば、平成30年度の簡易裁判所における訴訟は76.30%が双方当事者本人訴訟、地方裁判所においても13.23%が双方当事者本人訴訟、地方裁判所における当事者の一方又は双方ともに代理人を選任していない訴訟は54.54%）ことからしても、利用者に対するIT面における充実したサポートの必要性が高いことは明らかである。
  - (3) そこで、裁判手続のIT化の導入と併せて、地方裁判所（支部を含む）及び地域に身近な裁判所である簡易裁判所内に、誰もが利用することができるパソコンやスキャナー機能を有する複合機等の機器を設置する等の裁判所におけるIT環境の整備を図ることに加え、裁判所の職員を増員する等し、本人訴訟を予定している当事者が、裁判所職員からITによる裁判手続の利用方法について説明を受けることができる態勢を整えることが必要である。
- 6 特別な訴訟手続の特則について
- (1) 法制審議会民事訴訟法（IT化関係）部会では、特別な訴訟手続が検討事項として挙げられている。これは、審理期間の定めなどがある特別な訴訟手続の導入を検討するものである。
  - (2) しかしながら、特別な訴訟手続の新設については、裁判手続のIT化の中で検討されるべきではない。そもそも、そのような制度を新設する立法事実が存在するのか、短期間において裁判官が結論を出すという職権的手続である側面も有していることから、非訟的な手続で権利義務の裁判をすることになり国民の裁判を受ける権利を侵害することにならないか、当事者の主張や証拠を制限し十分な証拠調べが行われないこと等によって裁判制度の適正手続を欠くことにならないかなどの疑問も

存在するところである。

- (3) したがって、特別な訴訟手続の特則を設ける必要があるか否かとの点は、民事裁判手続のIT化の検討とは切り離れた上で、その必要性及び具体的な制度設計について、慎重な検討がなされるべきである。

#### 7 十分な予算措置の実施について

- (1) 民事裁判のIT化にあたっては、十分なセキュリティー対策を施した上で、適正な制度及びシステムを構築するために十分な予算措置を講じることが不可欠である。
- (2) 日本の裁判所関連予算は、国家予算（一般会計予算）のわずか約0.3%にすぎず、地域の司法を充実させるために、大幅な予算の増加が求められている。この点、民事裁判手続のIT化により、裁判手続の効率化が過度に強調されることになれば、裁判手続のIT化以外の予算が現在よりも削減されかねない。現在でも不足している裁判所関連予算が、裁判手続のIT化が図られることにより、削減されるようなことがあってはならない。
- (3) また、民事裁判手続のIT化を進めることと併せて、裁判所支部の統廃合、裁判所職員の減員等が行われることがあれば、現在においても不十分である裁判所の人的物的基盤がさらに後退し、裁判所に対する市民のアクセス障害を助長することになりかねない。民事裁判手続がIT化されたとしても、口頭弁論及び証拠調べを公開された法廷で直接行う必要性等、当事者及び訴訟代理人が裁判所に直接出頭する必要性は変わらないのであり、裁判所の人的物的基盤を強化する必要性に変わりはない。さらに、ITの操作に不慣れな利用者に対する手続説明等を十分に行うためにも、裁判所職員を減員するようなことはあってはならない。

2020年（令和2年）10月10日

長野県弁護士会

会長 中 畠 知 文